

設 計 説 明 書

人 口	〇人		密 度	〇人/ha		
区 画 数	一区画当たりの 平均面積	住宅の 戸数	高 層	約 戸	m ² /戸	
〇〇区画	〇〇m ²		中 層	約 戸	m ² /戸	
			低 層	約 〇戸	〇〇m ² /戸	
土 地 利 用 現 況	種 別	面 積	比 率	備 考		
	宅 地	〇〇m ²	〇〇%			
	農 地 (地 目)	田 〇〇m ² 畑 〇〇m ²	〇〇%			
	山 林					
	そ の 他					
	計	〇〇m ²	100%			
土 地 利 用 計 画	種 別	面 積	比 率	備 考		
	公 共 施 設	道 路	〇〇m ²	〇〇%		
		公 園	〇〇公園〇〇m ² △△公園〇〇m ²	〇〇%		
		その他の公共施設				
		小 計				
	公 益 施 設	教 育 施 設				
		商 業 施 設				
		その他の公益施設				
		小 計				
	そ の 他	住 宅 施 設	〇〇m ²	〇〇%		
		未 利 用 地				
		小 計				
		合 計	〇〇m ²	100%		
その他の特記事項						

コメントの追加 [1]: 戸建て住宅は、4人/戸として記入。
共同住宅等は、誘導居住水準により記入。

コメントの追加 [2]: 現況土地について種別ごとに、公
簿面積を記入。

コメントの追加 [一宮町3]: 計画内容について、種別ご
とに実測面積を記入。

協議・調整項目		協議・調整結果
1	地権者・境界関係	地権者〇名同意済み(別紙同意書参照)。 〇年〇月〇日関係者立会いのもと境界確定済み。
2	道路関係	開発地は町道〇〇号線に接道。 開発地内に位置指定道路(幅員〇m、延長〇m)を新設
3	排水処理 方法	(1) 雨水処理 浸透枘を設置し、宅内浸透により処理。オーバーフロー分については道路側溝。
	(2) 汚水処理	合併処理浄化槽にて処理後、位置指定道路のU字溝に放流。排水経路に土地改良区が管理する水路があるが、土地改良区同意済み。(〇年〇月〇日●●土地改良区放流同意済み(別紙同意書参照))
4	上水道	〇年〇月〇日長水工第〇号にて長生郡市広域市町村圏組合水道部から意見書交付済み。町道〇〇号線からφ〇にて引き込み。
5	衛生施設	〇年〇月〇日地元区長と協議の結果、既設ごみ集積所を使用。(開発地内にごみ集積所を新設。)
6	環境保全	電波障害への対応として、〇〇を行う。
7	消防・防災(がけ等)	長生郡市広域市町村圏組合消防本部と協議の結果、既存消火栓で対応。(〇年〇月〇日長消警第〇号)消火栓(防火水槽)を新設。
8	街路灯・防犯灯	〇年〇月〇日総務課と協議の結果、設置不要。 開発地入口に防犯灯を〇基設置。
9	集会施設	設置なし
10	文化財の有無	〇年〇月〇日教育課で確認したところ該当なし。
11	農地転用・自然公園関係	〇年〇月〇日農地転用申請済。 開発地が県立九十九里自然公園〇〇地域に入っている。〇年〇月〇日長生土木事務所管理課に届出(許可申請)済み。(〇年〇月〇日△△第〇号にて許可)
12	周辺関係者の意見	隣接地〇筆、隣接地権者〇人、同意済み。(別紙同意書参照) 〇年〇月〇日地元区長同意済み。(別紙同意書参照)

コメントの追加 [4]: 土地所有者以外の者が開発する場合は、開発地の地権者の同意が必要。道路境界、隣地境界等の確定の有無。問題点があればその旨記入。

コメントの追加 [5]: 接道する道路の名称、開発内区画道路の幅員を記入。

コメントの追加 [6]: 雨水の処理方法について記入。

コメントの追加 [7]: 汚水・雑排水処理方法について、合併処理浄化槽、農業集落排水、集中浄化槽を記入。排水経路に土地改良区が管理する水路がある場合は放流同意が必要になります。

コメントの追加 [8]: 長生郡市広域市町村圏組合水道部との協議結果を記入。

コメントの追加 [9]: 地元区長との協議結果を記入。新設の場合はその旨を記入。

コメントの追加 [10]: 高層住宅等の場合、日照、電波障害、風害等の対応について記入。

コメントの追加 [11]: 長生郡市広域市町村圏組合消防本部との協議結果を記入。

コメントの追加 [12]: 総務課との協議結果を記入。

コメントの追加 [13]: 宅地開発指導要綱で必要な場合は設置する。

コメントの追加 [14]: 教育委員会教育課で確認。

コメントの追加 [15]: 農地転用が必要な場合は、農業委員会への許可申請等の手続きの状況を記入。自然公園区域の場合は、長生土木事務所管理課との協議の状況を記入。許可が出ている場合は、許可年月日と許可番号も記入する。

コメントの追加 [16]: 開発地に隣接する土地について、全ての地権者の同意を取り、同意書を添付する。同意を得られない場合は、協議経過を書面で添付する。また、地元区長の開発同意を得て、同意書を添付する。